

入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。

海津市市税条例の規定により、入湯客1人1日について100円を課税しており、令和2年度決算における収入済額は、13,325千円となっている。

【歳入】

・入湯税収入済額 13,325 千円

【歳出】

・入湯税充当事業費 198,655 千円

【入湯税充当事業】

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	地方債	その他	入湯税	その他
消防施設等の整備	消防庁舎管理事業	1,892	0	0	0	353	1,539
	常備消防車両等資器材管理事業	23,709	0	21,700	0	375	1,634
	非常備消防車両資器材等管理事業	17,987	0	12,200	0	1,081	4,706
	消防水利整備事業	3,220	0	0	0	601	2,619
小計		46,808	0	33,900	0	2,410	10,498
観光施設の整備	水晶の湯管理事業	117,073	0	93,400	0	4,421	19,252
	海津苑施設運営管理事業	12,111	0	0	0	2,262	9,849
	小計	129,184	0	93,400	0	6,683	29,101
観光振興	観光PR事業	1,092	0	0	0	204	888
	観光イベント関連事業	21,571	0	0	0	4,028	17,543
	小計	22,663	0	0	0	4,232	18,431
合計		198,655	0	127,300	0	13,325	58,030